

平成27年二級建築士試験

試験場	受験番号	氏名
	—	

問題集

学科Ⅰ（建築計画）

学科Ⅱ（建築法規）

次の注意事項及び答案用紙の注意事項をよく読んでから始めて下さい。

〔注意事項〕

1. この問題集は、学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）で一冊になっています。
2. この問題集は、表紙を含めて14枚になっています。
3. この問題集は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 問題は、全て五枝択一式です。
5. 解答は、各問題とも一つだけ答案用紙の解答欄に所定の要領ではっきりとマークして下さい。
6. 解答に当たり、適用すべき法令については、平成27年1月1日現在において施行されているものとします。
7. 解答に当たり、地方公共団体の条例については、考慮しないことにします。
8. この問題集については、試験終了まで試験室に在室した者に限り、持ち帰りを認めます（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

学科 I (建築計画)

〔No. 1〕 建築物とその設計者との組合せとして、**最も不適當なもの**は、次のうちどれか。

1. 聴竹居(1927年) ————— 藤井厚二
2. 旧東京中央郵便局(1931年) ————— 吉田鉄郎
3. 神奈川県立近代美術館(1951年) ————— 坂倉準三
4. 広島平和記念資料館(1952年) ————— 村野藤吾
5. 東京文化会館(1961年) ————— 前川國男

〔No. 2〕 建築物とその特徴に関する次の記述のうち、**最も不適當なもの**はどれか。

1. ハギア・ソフィア大聖堂(イスタンブール)は、ペンデンティヴドームを用いた大空間を特徴としたビザンチン建築である。
2. ノートルダム大聖堂(パリ)は、側廊の控壁をつなぐフライングバットレスや双塔形式の正面を特徴とした初期ゴシック建築である。
3. フィレンツェ大聖堂(フィレンツェ)は、頂部へと尖った二重殻の大ドームを特徴としたルネサンス建築である。
4. サヴォア邸(パリ郊外ポワシー)は、中央コア部分以外に間仕切りがなく、外周部が全てガラスで覆われた住宅である。
5. シドニーオペラハウス(シドニー)は、円弧のシェル群によるシンボリックな造形を特徴とした建築物である。

〔N o. 3〕 建築環境工学に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 対流熱伝達は、壁面などの固体表面とそれに接している周辺空気との間に生じる熱移動現象のことである。
2. PMV(予測平均温冷感申告)は、温度、湿度、気流、放射の四つの温熱要素に加え、着衣量と作業量を考慮した温熱指標のことである。
3. 生物化学的酸素要求量(BOD)は、空気汚染を評価する指標の一つである。
4. NC値は、室内騒音を評価する指標の一つである。
5. 建築物のLCCO₂は、ライフサイクルを通しての二酸化炭素の総排出量を示したものである。

〔N o. 4〕 換気に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ガスコンロを使用する台所に設ける換気扇の有効換気量の算定には、理論廃ガス量に関する。
2. 便所や浴室の換気については、室内圧を周囲の空間よりも低く保つように、一般に、自然給気と機械排気を行う。
3. 居室における全般換気は、一般に、居室全体に対して換気を行い、その居室における汚染質の濃度を薄めることをいう。
4. 居室における必要換気量は、一般に、成人1人当たり 30 m³/h程度とされている。
5. 温度差による自然換気の効果を高めるためには、給気口と排気口の高低差を小さくする。

〔N o. 5〕 熱貫流率が 1.0 W/(m²・K)の壁体に、熱伝導率が 0.04 W/(m・K)の断熱材を 40 mmの厚さで設けたときの壁体の熱貫流率の値として、**正しい**ものは、次のうちどれか。

1. 0.5 W/(m²・K)
2. 0.6 W/(m²・K)
3. 0.7 W/(m²・K)
4. 0.8 W/(m²・K)
5. 0.9 W/(m²・K)

〔No. 6〕 湿り空気に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 乾球温度が同じであれば、相対湿度が半分になると、絶対湿度も約半分になる。
2. 乾球温度が同じであれば、湿球温度と乾球温度との差が小さいほど相対湿度は高くなる。
3. 湿球温度は、乾球温度よりも高くなることはない。
4. 絶対湿度が同じであれば、空気を加熱すると、その空気の相対湿度は高くなる。
5. 絶対湿度が同じであれば、空気を加熱・冷却しても、その空気の露点温度は変化しない。

〔No. 7〕 日照・日射に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 北緯 35 度の地点において、春分の日と秋分の日における南中時の太陽高度は、約 55 度である。
2. 窓の日射遮蔽係数は、その値が大きいほど日射の遮蔽効果は小さい。
3. 北半球において、東西方向に長い形状の集合住宅が並行に 2 棟建つ場合、緯度が低い地域ほど、北側住棟の低層階に同じ日照時間を確保するために必要な隣棟間隔を、小さくできる。
4. 北緯 35 度の地点において、8 月の中下旬に、南向き鉛直面の受ける快晴日の積算日射量は、西向き鉛直面の受ける快晴日の積算日射量と、ほぼ同等量となる。
5. 北半球における冬至の日と夏至の日における南中時の太陽高度の差は、緯度が高い地域ほど大きくなる。

〔No. 8〕 色彩と照明に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 床や壁などの色彩計画において、一般に、色見本よりも実際に施工された大きな面のほうが、明度・彩度ともに低く見える。
2. 人工光源の演色性は演色評価数で表し、その数値が大きくなるほど、色の見え方に関する光源の特性が、自然光に近くなる。
3. 同じ色であっても、色相の異なる色を背景にして比較した場合、異なった色に見える。
4. マンセル表色系における彩度は、無彩色を 0 とし、色が鮮やかになるほど段階的に数値が大きくなる。
5. 全般照明と局部照明を併用する場合、全般照明の照度は、局部照明による照度の $\frac{1}{10}$ 以上とすることが望ましい。

〔No. 9〕 音に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 透過損失は、同じ壁面であっても、入射する音の周波数によって変化する。
2. 20歳前後の正常な聴力をもつ人が知覚可能な音の周波数の範囲は、20～20,000 Hz程度である。
3. 室内騒音の許容値は、一般に、「音楽ホール」より「住宅の寝室」のほうが小さい。
4. 日本工業規格(JIS)における床衝撃音遮断性能の等級 L_r については、その数値が小さくなるほど床衝撃音の遮断性能が高くなる。
5. 同じ音圧レベルの音であっても、3,000～4,000 Hz程度の音が最も大きく聞こえる。

〔No. 10〕 屋外気候に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 快晴日における屋外の絶対湿度は、一般に、1日の中ではあまり変化しない。
2. 冬期の夜間において、建築物の水平面の外気側表面温度は、外気温が同じであれば、曇天日より快晴日のほうが低くなりやすい。
3. ヒートアイランド現象は、都市における人間活動による大量の熱の放出や、緑地や水面の減少により、都心の気温が郊外の気温よりも高くなる現象である。
4. 我が国においては、月平均外気温が最高になる7月から8月にかけて、快晴日に地表面に入射する日射量が最大となる。
5. 温室効果ガスには、二酸化炭素、フロン、メタン、水蒸気などがあり、この中では水蒸気を除くガスの人為的な要因による増加が問題となっている。

〔No. 11〕 住宅の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 車椅子使用者に配慮し、居室の出入口扉の前後は段差を避け、内法寸法で140 cm×140 cm程度のスペースを確保する。
2. 我が国において、窓を南面で大きく、東西面でなるべく小さく計画することは、パッシブデザインの設計手法の一つである。
3. 和室を江戸間(田舎間)とする場合、柱と柱の内法寸法を、基準寸法の整数倍とする。
4. コア型の住宅は、設備を1箇所にとまとめた形式であり、設備工事費の低減や動線の単純化を図り、外周部には居室を配置することができる。
5. ユーティリティの延長として、屋外にサービスヤードを設ける。

〔N o . 12〕 集合住宅の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ボイド型は、階段・エレベーター等の縦方向のシャフトをコアとして設け、コアと続いた共用廊下の中央に吹抜けを配した形式である。
2. タウンハウスは、一戸建住宅のような独立性と、集合住宅のような屋外環境の良さを併せもつ低層の集合住宅の形式である。
3. コレクティブハウスは、各居住者が独立した生活を確保しながら、厨房や食堂などを共用する形式である。
4. フライングコリドーは、プライバシーに配慮し、片廊下型などの共用廊下を住戸から離して設けたものである。
5. コモンアクセスは、共用庭と各住戸へのアクセス路を分離した形式で、動線はアクセス路側が中心となり、共用庭の利用は限られる。

〔N o . 13〕 事務所ビルの計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. ダブルコアプランにおいて、ブロック貸しや小部屋貸しの賃貸方式は、一般に、レントラブル比を高めることができる。
2. フリーアドレス方式は、事務室の在席率が60%以下でないとスペースの効率的な活用が難しい方式である。
3. オフィスランドスケープは、一般に、ローパーティション・家具・植物などによって事務室のレイアウトを行い、固定間仕切は使用しない。
4. 事務室において、人が椅子に座ったときの視界を遮り、立ったときに全体を見通すことができるパーティションの高さは、120 cm程度である。
5. 事務室の机の配置方式において、特に業務に集中することが必要な場合、一般に、対向式レイアウトよりも並行式レイアウトのほうが適している。

〔N o . 14〕 教育施設等の計画に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 地域図書館において、書架を設置しない40席の閲覧室の床面積を、56 m²とした。
2. 地域図書館において、閲覧室の出納システムは、開架式とした。
3. 保育所において、4歳児を対象とした定員20人の保育室の床面積を、45 m²とした。
4. 保育所において、保育室は、昼寝の場と食事の場とを分けて設けた。
5. 小学校において、低学年は総合教室型とし、高学年は特別教室型とした。

〔No. 15〕 建築物の計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. コンサートホールにおいて、演奏者と聴衆との一体感を得ることを意図して、客席が演奏者を取り囲むアリーナ型とした。
2. 美術館において、日本画の展示空間の室内全般照度を、入館者の歩行やメモ書きに支障のないように 400 lx程度とし、色温度の高い光源を使用した。
3. 郷土資料館において、収蔵品の燻蒸室は、荷解室と収蔵庫に近接して配置した。
4. 劇場において、プロセニウムステージの主舞台からフライロフト上部までの高さを、プロセニウム開口部の高さの3倍とした。
5. 病院の入院病棟において、看護動線の短縮と患者の観察の容易さに考慮して、ツインコリドー型とした。

〔No. 16〕 平面計画における防災に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 集合住宅において、水平方向の避難動線となるバルコニーの戸境パネルは、容易に破壊できるものとする。
2. 事務所ビルにおいて、防災センターを設ける場合、消防隊が屋外からアクセスしやすい場所に配置することが望ましい。
3. 事務所ビルの避難経路は、避難による混乱を起こさないため、日常の動線と明確に区別する。
4. 避難時の群集歩行速度は、一般に、1.0～1.3 m/s程度であるが、群集密度が高くなると低下する傾向にある。
5. 不特定多数の人が利用する大規模な物販店舗においては、出火したエリアから防火区画された出火していないエリアへ、一時的に水平避難できることが有効である。

〔N o. 17〕 高齢者や身体障がい者等に配慮した建築物に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 車椅子使用者が利用する電灯の壁付きスイッチの高さを、床面から 900 mmとした。
2. 車椅子使用者が利用する屋内傾斜路には、高さ 1,000 mmごとに踊場を設けた。
3. 車椅子使用者が利用する便所のブースの出入口の有効幅を、850 mmとした。
4. 高齢者に配慮して、またぎやすいように、浴槽の縁の高さを床面から 400 mm、浴槽の深さを 550 mmとした。
5. 高齢者に配慮して、洗面台や食卓の照度を 800 lxとした。

〔N o. 18〕 まちづくりに関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 景観法は、地方自治体の作成する景観計画や、住民などによって自主的に決められた景観協定などに実効性や強制力をもたせたことが、大きな特徴の一つである。
2. ラドバーンシステムは、住宅地において、クルドサックなどを採用して通過交通を排除し、歩行者と自動車との動線を完全に分離させる手法である。
3. パタン・ランゲージは、クリストファー・アレグザンダーが提唱した建築や環境の合理的な設計手法で、住民参加のまちづくりや建築を目指したものである。
4. 公開空地は、総合設計制度の適用によって確保される敷地内の広場等であり、歩行者が自由に通行、利用できる。
5. ハンプは、住宅地の道路において、車道部分を大きく蛇行させることによって、自動車の速度を低下させるための手法である。

〔N o. 19〕 建築設備に関する次の用語の組合せのうち、最も関係の少ないものはどれか。

1. 換気設備 ————— ダンパー
2. 給排水設備 ————— クロスコネクション
3. 電気設備 ————— キュービクル
4. 照明設備 ————— アンビエント
5. 空気調和設備 ————— バスダクト

〔No. 20〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. インバータ搭載型の高効率ターボ冷凍機は、一般に、定格運転時の効率は高いが、部分負荷運転時には効率が低下する。
2. 空気熱源ヒートポンプユニットを複数台連結するモジュール型は、部分負荷に対応して運転台数が変わるので、効率的な運転が可能である。
3. 冬期において、冷凍機の圧縮機を運転しないで冷却塔の冷却水を使用するフリークーリングシステムは、電算室などの年間冷房負荷がある施設の空調に採用されている。
4. 真空式温水機は、内部の蒸気圧が大気圧以下で運転されるので、安全性が高く、ボイラーの取扱資格者が不要となる。
5. 暖房時において、ガスエンジンヒートポンプは、ヒートポンプ運転により得られる加熱量とエンジンの排熱量とを合わせて利用できる。

〔No. 21〕 空気調和設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 変風量単一ダクト方式は、一般に、定風量単一ダクト方式に比べて、室内の気流分布、空気清浄度を一様に維持することが難しい。
2. 空気熱源マルチパッケージ型空調機方式では、屋外機から屋内機に冷水を供給して冷房を行う。
3. 床吹出し空調方式は、通常天井吹出しよりも冷房時の給気温度を上げる必要があるため、一般に、夏期に除湿を行う工夫が必要となる。
4. ターミナルレヒート方式は、レヒータ(再熱器)ごとの温度調節が可能であるが、単一ダクト方式に比べて多くのエネルギーが必要となる。
5. 10～12℃程度の低温冷風を利用した低温送風空調方式は、送風搬送動力の低減が可能であり、空調機やダクトスペースを小さくすることができる。

〔N o . 22〕 給排水衛生設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 大便器の洗浄弁における流水時の最低必要圧力は、一般に、70 kPaである。
2. 循環式の中央式給湯設備の給湯温度は、レジオネラ属菌対策として、貯湯槽内で60°C以上に維持する必要がある。
3. タンク式トイレの洗浄水量は、サイホン式で10 l程度、洗い落とし式で8 l程度であるが、4 l以下の節水型が普及しつつある。
4. 通気管の横管は、その階の最も高い位置にある衛生器具のあふれ縁より、上方10 cm以内で横走りさせて配管する。
5. 都市ガスの供給方式は供給圧力によって区分されており、低圧供給方式は0.1 MPa未満とされている。

〔N o . 23〕 平面形状が長方形の事務室を全般照明で計画し、作業面の平均照度を光束法により求める場合、**その計算に用いない要素**は、次のうちどれか。

1. 照明率
2. 保守率
3. 室内反射率
4. 昼光率
5. 室指数

〔N o . 24〕 防災・消防設備に関する次の記述のうち、**最も不適当な**ものはどれか。

1. 閉鎖型スプリンクラー設備には、湿式、乾式及び予作動式がある。
2. 非常警報設備の非常ベルは、音響装置の中心から1 m離れた位置で90 dB以上の音圧が必要である。
3. 避雷設備は、高さ20 mを超える建築物において、その高さ20 mを超える部分を雷撃から保護するように設ける。
4. 連結散水設備は、地階の火災に備えて天井に散水ヘッドを設置し、火災時に消防ポンプ自動車から送水口・配管を通じて送水を行い、消火する設備である。
5. 水噴霧消火設備は、油火災の消火には適さない。

[No. 25] 我が国における環境・省エネルギーに配慮した建築・設備計画に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

1. 夏期の冷房時における窓面からの日射負荷を低減するために、西面の窓には可動式垂直ルーバーを計画した。
2. CASBEE(建築環境総合性能評価システム)におけるBEE(建築物の環境性能効率)を高めるため、建築物の環境品質(Q)の数値を大きく、かつ、建築物の環境負荷(L)の数値が小さくなるように計画した。
3. 雨水利用システムにおける雨水の集水場所を、屋根面とした。
4. 配電線路における電力損失を低減するために、配電電圧を高めた。
5. 空気熱源マルチパッケージ型空調機は、成績係数の小さい機器を採用した。

学科II（建築法規）

〔No. 1〕 用語に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。

1. 床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さが1 m以上のものは、「地階」である。
2. 木造2階建住宅において、土台の過半について行う修繕は、「大規模の修繕」である。
3. 建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能を、「準防火性能」という。
4. 避難上有効なバルコニーがある階は、「避難階」である。
5. 住宅に附属する門及び塀で幅員4 mの道路に接して設けられるものは、「延焼のおそれのある部分」に該当する。

〔No. 2〕 次の行為のうち、建築基準法上、全国どの場所においても、**確認済証の交付を受ける必要がある**ものはどれか。

1. 鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積300 m²の下宿から寄宿舍への用途の変更
2. 鉄筋コンクリート造平家建、延べ面積200 m²の事務所の大規模の模様替
3. 鉄骨造3階建、延べ面積300 m²の倉庫における床面積10 m²の増築
4. 鉄骨造平家建、延べ面積200 m²の自動車車庫の改築
5. 鉄骨造平家建、延べ面積100 m²の物品販売業を営む店舗の新築

〔No. 3〕 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

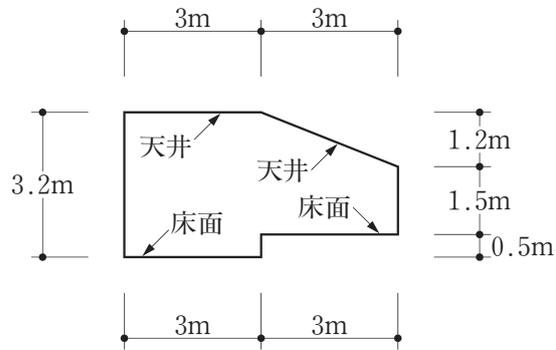
1. 建築主は、木造3階建の一戸建住宅を新築する場合、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該住宅を使用することはできない。
2. 建築主は、防火地域内において、床面積の合計が10 m²以内の建築物を建築しようとする場合においては、原則として、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
3. 消防法に基づく住宅用防災機器の設置の規定については、建築基準関係規定に該当し、建築主事又は指定確認検査機関による確認審査等の対象となる。
4. 鉄筋コンクリート造3階建の共同住宅を新築する場合、特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
5. 建築主は、都市計画区域内において木造2階建、延べ面積90 m²の一戸建住宅を新築し、建築主事に完了検査を申請する場合、原則として、当該工事が完了した日から4日以内に建築主事に到達するようにしなければならない。

〔No. 4〕 木造2階建、延べ面積120 m²の一戸建住宅の計画に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

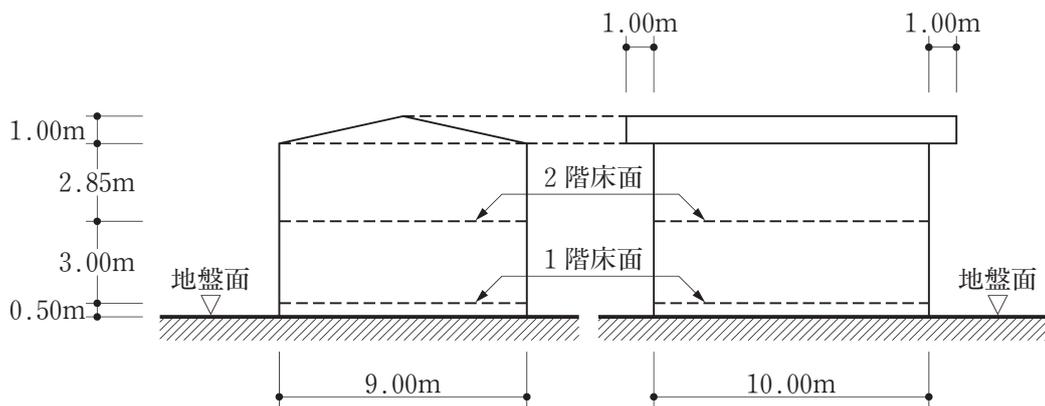
1. 発熱量の合計が10 kWの火を使用する器具(「密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた器具」ではない。)のみを設けた調理室(床面積10 m²)に1 m²の有効開口面積を有する開口部を換気上有効に設けたので、その他の換気設備を設けなかった。
2. 洗面所の天井の高さを2.0 mとした。
3. 下水道法第2条第八号に規定する処理区域内であったので、便所については、水洗便所とし、その污水管を下水道法第2条第三号に規定する公共下水道に連結した。
4. 階段(高さ3.0 mの屋内の直階段)の高さ1.6 mの位置に、踏幅1.0 mの踊場を設けた。
5. 1階に設ける納戸について、床を木造とし、直下の地面からその床の上面までを40 cmとした。

[No. 5] 張り間方向に図のような断面(けた行方向には同一とする。)を有する居室の天井の高さを算定する場合、建築基準法上、その高さとして、正しいものは、次のうちどれか。

1. 2.35 m
2. 2.65 m
3. 2.90 m
4. 2.95 m
5. 3.20 m



[No. 6] 図のような金属板葺の木造2階建、延べ面積180 m²の建築物に設ける構造上必要な軸組を、厚さ4.5 cm×幅9 cmの木材の筋かいを入れた軸組とする場合、1階の張り間方向の当該軸組の長さの合計の最小限必要な数値として、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域ではないものとする。



1. 1,125.0 cm
2. 1,305.0 cm
3. 1,425.0 cm
4. 1,485.0 cm
5. 1,762.5 cm

〔No. 7〕 構造強度に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、構造計算による安全性の確認は行わないものとし、国土交通大臣が定めた構造方法及び国土交通大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 壁、柱及び横架材を木造とした学校の校舎の外壁には、原則として、9 cm角以上の木材の筋かいを使用しなければならない。
2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積 80 m²の建築物において、直接土に接する柱の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは4 cm以上としなければならない。
3. 軽量骨材を使用した鉄筋コンクリート造、延べ面積 120 m²の建築物において、柱に取り付ける梁の引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接する場合を除き、柱に定着される部分の長さをその径の 50 倍以上としなければならない。
4. 補強コンクリートブロック造、延べ面積 60 m²の建築物の耐力壁の横筋は、異形鉄筋を使用した場合であっても、その末端を全てかぎ状に折り曲げなければならない。
5. 鉄骨造、延べ面積 100 m²の建築物において、高力ボルト接合の場合、高力ボルト相互間の中心距離は、その径の 2.5 倍以上とし、高力ボルト孔の径は、原則として、高力ボルト径より 2 mmを超えて大きくしてはならない。

〔No. 8〕 平家建、延べ面積 100 m²、高さ 4.5 mの建築物における構造耐力上主要な部分の設計に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、構造計算による安全性の確認は行わないものとする。

1. 木造とするに当たって、基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは常水面下にあるようにしなければならない。
2. 木造とするに当たって、地盤が軟弱な区域として特定行政庁の指定する区域以外の区域内においては、足固めを使用した場合、土台を設けなくてもよい。
3. 補強コンクリートブロック造とするに当たって、耐力壁の壁頂に鉄筋コンクリート造の屋根版が接着する場合は、鉄筋コンクリート造の臥梁^{がりょう}を設けなくてもよい。
4. 鉄骨造とするに当たって、構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮力を負担する部材の有効細長比は、柱にあっては 200 以下、柱以外のものにあっては 250 以下としなければならない。
5. 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力について、地盤調査を行わない場合、砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る。)においては、短期許容応力度を 100 kN/m²とすることができる。

[N o. 9] 共同住宅(3階建、延べ面積300 m²、高さ9 m)の避難施設等に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。ただし、各階の床面積はそれぞれ100 m²とし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

- イ. 住戸には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
- ロ. 共用の廊下で、片側のみに居室があるものの幅は、1.2 m以上としなければならない。
- ハ. 避難階以外の階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなくてもよい。
- ニ. 各階の外壁面には、非常用の進入口を設けなければならない。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

[N o. 10] 建築物の防火区画、防火壁、間仕切壁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

- 1. 寄宿舍の用途に供する建築物の当該用途に供する部分については、その防火上主要な間仕切壁(自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。)を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
- 2. 建築面積350 m²の物品販売業を営む店舗の小屋組が木造である場合においては、原則として、けた行間隔12 m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

(次頁につづく)

3. 木造平家建、延べ面積 1,500 m²の旅館に防火壁を設けなければならない場合、当該防火壁は、組積造としてはならない。
4. 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5 m以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けなければならない。
5. 1 階の一部を床面積 50 m²の自動車車庫とし、その他の部分を事務所の用途に供する 3 階建の建築物においては、自動車車庫の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。

[No. 11] 建築基準法第 35 条の 2 の規定による内装の制限に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、窓その他の開口部を有しない居室並びに自動式の消火設備及び排煙設備は設けないものとし、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性の確認は行わないものとする。

1. 内装の制限を受ける 2 階建の有料老人ホームの当該用途に供する居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げには、難燃材料を使用することができる。
2. 内装の制限を受ける調理室等の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げには、準不燃材料を使用することができる。
3. 自動車修理工場の用途に供する特殊建築物は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。
4. 木造 2 階建、延べ面積 165 m²の一戸建住宅の 2 階にある火を使用する設備を設けた調理室は、内装の制限を受ける。
5. 地階に設ける居室でバーの用途に供するものを有する特殊建築物は、その構造及び規模にかかわらず、内装の制限を受ける。

[No. 12] 都市計画区域内における道路等に関するイ～ニの記述について、建築基準法上、誤っているもののみの組合せは、次のうちどれか。

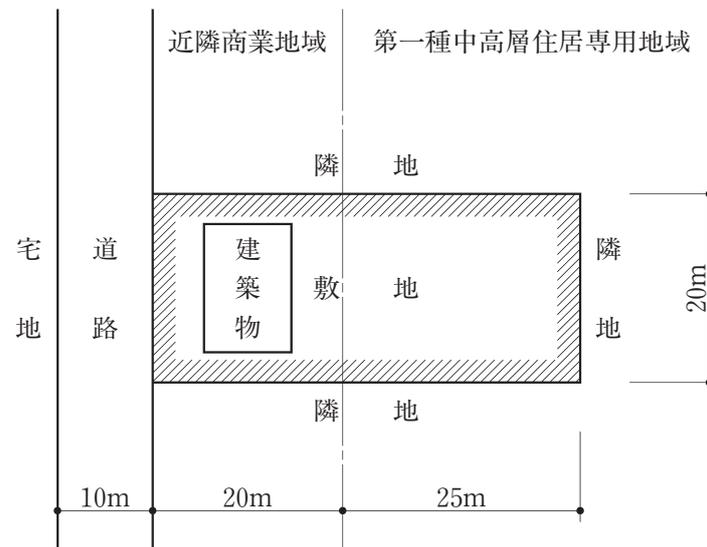
- イ. 建築物の屋根は、壁面線を越えて建築することができる。
- ロ. 地区計画の区域外において、自転車歩行者専用道路となっている幅員5mの道路法による道路にのみ10m接している敷地には、建築物を建築することができない。
- ハ. 建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際現に存在する幅員4mの道にのみ2m接する敷地については、その道が道路法による道路でなくても、建築物を建築することができる。
- ニ. 道路法による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものは、建築基準法上の道路である。

- 1. イとロ
- 2. イとハ
- 3. ロとハ
- 4. ロとニ
- 5. ハとニ

[No. 13] 2階建、延べ面積300m²の次の建築物のうち、建築基準法上、新築してはならないものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

- 1. 第一種低層住居専用地域内の児童厚生施設
- 2. 第二種低層住居専用地域内の学習塾
- 3. 第二種中高層住居専用地域内の貸本屋
- 4. 工業地域内の共同住宅
- 5. 工業専用地域内の銀行の支店

[No. 14] 図のような敷地及び建築物(3階建、各階の床面積100m²、延べ面積300m²)の配置において、建築基準法上、**新築することができる建築物**は、次のうちどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。



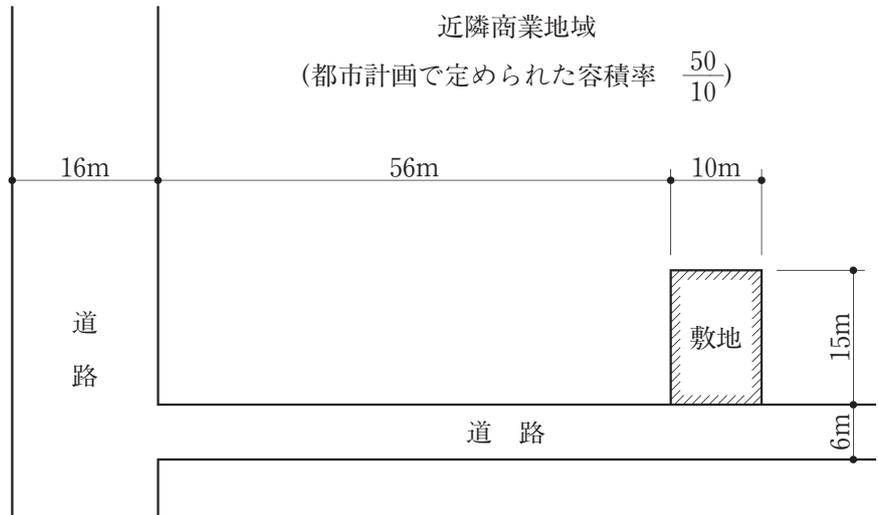
1. 飲食店
2. 事務所兼用住宅(1階が事務所、2階及び3階が住宅)
3. 保健所
4. カラオケボックス
5. 旅館

[No. 15] 建築物及び敷地の条件とその建ぺい率の最高限度との組合せとして、建築基準法上、正しいものは、次のうちどれか。ただし、用途地域、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとし、特定行政庁による角地及び壁面線の指定等はないものとする。

建築物及び敷地の条件				建ぺい率の 最高限度
建築物の構造	敷地			
	用途地域(都市計画で定められた建ぺい率)	防火地域又は準防火地域の指定		
1. 耐火建築物	第一種低層住居専用地域 $\left(\frac{5}{10}\right)$	準防火地域	$\frac{6}{10}$	
2. 耐火建築物	第二種住居地域 $\left(\frac{6}{10}\right)$	防火地域	$\frac{7}{10}$	
3. 耐火建築物	近隣商業地域 $\left(\frac{8}{10}\right)$	防火地域	$\frac{9}{10}$	
4. 準耐火建築物	準住居地域 $\left(\frac{5}{10}\right)$	準防火地域	$\frac{6}{10}$	
5. 準耐火建築物	商業地域	防火地域	$\frac{9}{10}$	

[No. 16] 図のような敷地において、建築基準法上、新築することができる建築物の延べ面積(同法第52条第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積)の最高限度は、次のうちどれか。ただし、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとする。

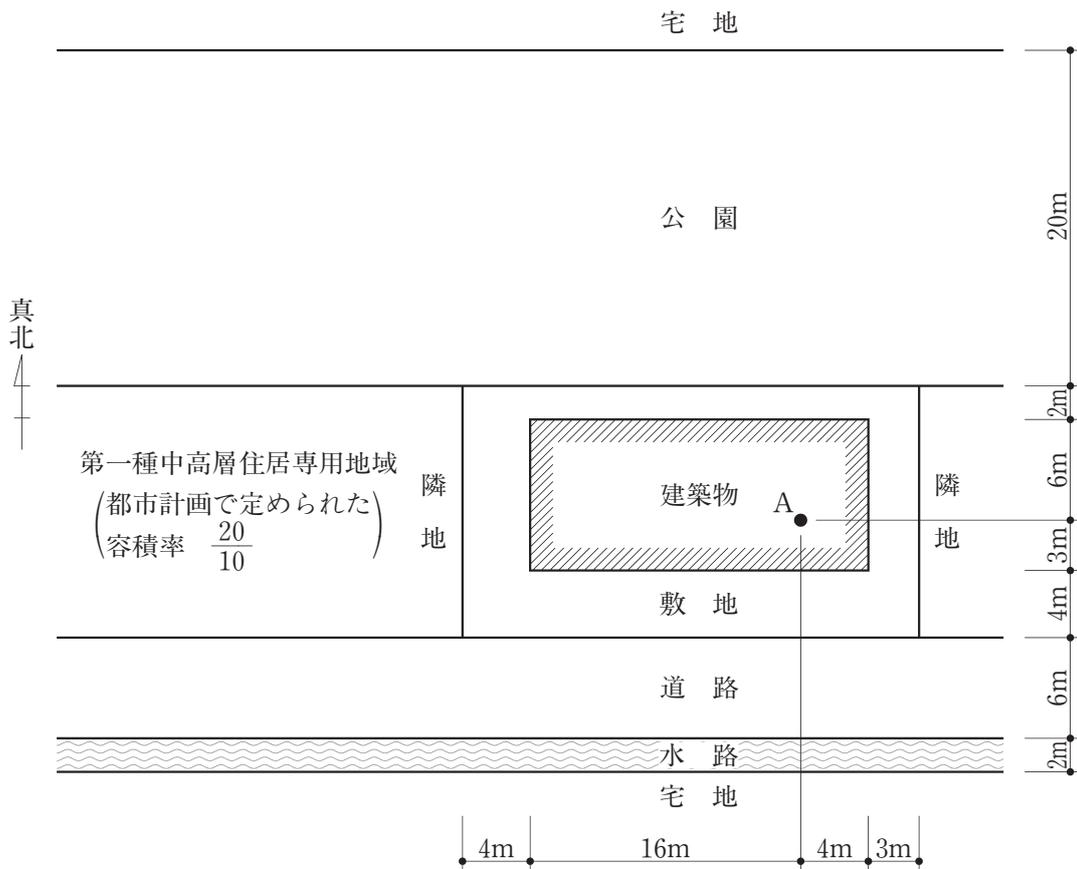
1. 360 m²
2. 432 m²
3. 540 m²
4. 648 m²
5. 750 m²



[No. 17] 建築物の高さの制限又は日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、用途地域以外の地域、地区等及び地形の特殊性に関する特定行政庁の定め等は考慮しないものとする。

1. 第一種低層住居専用地域内のうち、日影規制の対象区域においては、北側高さ制限は適用されない。
2. 第二種低層住居専用地域内においては、隣地高さ制限は適用されない。
3. 第二種低層住居専用地域内において、軒の高さが7mで地階を含む階数が3の建築物は、日影規制は適用されない。
4. 商業地域内においては、原則として、日影規制は適用されない。
5. 準工業地域内において、高さが31m以下の建築物については、隣地高さ制限は適用されない。

[No. 18] 図のような敷地において、建築物を新築する場合、建築基準法上、A点における地盤面からの建築物の高さの最高限度は、次のうちどれか。ただし、敷地は平坦で、敷地、隣地、公園及び道路の相互間の高低差並びに門及び塀はなく、また、図に記載されているものを除き、地域、地区等及び特定行政庁の指定等はないものとし、日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)及び天空率は考慮しないものとする。なお、建築物は、全ての部分において、高さの最高限度まで建築されるものとする。



1. 16.25 m
2. 18.75 m
3. 20.00 m
4. 21.25 m
5. 23.75 m

[No. 19] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、地階及び防火壁はないものとし、防火地域及び準防火地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。

1. 防火地域内にある延べ面積 200 m²、平家建の機械製作工場で、主要構造部が不燃材料で造られたものは、耐火建築物としなくてもよい。
2. 防火地域内にある高さ 2 m の看板で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。
3. 準防火地域内にある木造建築物等に附属する高さ 2 m の塀は、不燃材料以外の材料で造ることができる。
4. 準防火地域内にある延べ面積 300 m²、3 階建の建築物で、各階を診療所(患者の収容施設がないもの)の用途に供するものは、防火上必要な所定の基準に適合すれば、耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物とすることができる。
5. 建築物の敷地が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、建築物の位置にかかわらず、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

[No. 20] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により、建築基準法第 48 条第 1 項から第 13 項の規定の適用を受けない既存の建築物は、政令で定める範囲内であれば改築することができる。
2. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における木造 2 階建、延べ面積 120 m² の一戸建の兼用住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積が 50 m²)について、建築主事又は指定確認検査機関が建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項による確認をする場合においては、消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長の同意が必要である。
3. 確認済証の交付を受けた後でなければすることができない建築物の建築の工事を、確認済証の交付を受けないでした工事施工者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。
4. 都市計画区域内において、特定行政庁により、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、原則として、1 年以内の期間を定めて、その建築が許可された仮設店舗は、建ぺい率及び容積率の規定が適用されない。
5. 高さが 4 m の広告塔には、建築基準法第 20 条の規定が準用されない。

〔No. 21〕 二級建築士に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 一級建築士事務所に属する二級建築士は、3年ごとに、登録講習機関が行う所定の二級建築士定期講習を受けなければならない。
2. 一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物の新築に係る設計をした二級建築士は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
3. 二級建築士は、木造3階建、延べ面積120㎡、高さ12m、軒の高さ10mの一戸建住宅の新築に係る設計をすることができる。
4. 二級建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。
5. 二級建築士は、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物について、原則として、建築工事契約に関する事務の業務を行うことができる。

〔No. 22〕 建築士事務所に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 建築士事務所の開設者は、その登録を受けた建築士事務所の名称を変更したときは、1月以内に、その旨を当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。
2. 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 建築士事務所の登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかったときは、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)は、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。
4. 建築士事務所に属する建築士が当該建築士事務所の業務として作成した設計図書又は工事監理報告書で、建築士事務所の開設者が保存しなければならないものの保存期間は、当該図書を作成した日から起算して15年間である。
5. 建築士事務所の開設者は、当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類等を、当該書類等を備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間、当該建築士事務所に備え置き、設計等を委託しようとする者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

〔No. 23〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「宅地造成等規制法」上、宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1 mを超える崖を生ずることとなるものは、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
2. 「都市計画法」上、都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造2階建の建築物を新築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
3. 「都市計画法」上、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更は、その土地の規模にかかわらず、「開発行為」である。
4. 「建設業法」上、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、原則として、請負代金の額等の所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
5. 「建設業法」上、建設業者は、請負代金の額が3,000万円の事務所の建築一式工事を請け負った場合、当該工事を施工するときは、当該工事現場に置く主任技術者を専任の者としなければならない。

〔No. 24〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」上、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等について、引き渡した時から10年間、所定の^{かし}瑕疵担保責任を義務づけており、これに反する特約で注文者又は買主に不利なものは無効とされる。
2. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、分譲事業者は、譲受人を決定するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合において、当該譲受人の決定に先立って住宅の建築に関する工事に着手する必要があるときであっても、単独で長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することはできない。
3. 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」上、長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする一戸建の専用住宅の規模は、少なくとも一の階の床面積(階段部分の面積を除く。)が40 m²以上であり、原則として、床面積の合計が75 m²以上でなければならない。
4. 「特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、住宅販売^{かし}瑕疵担保責任保険契約は、国土交通大臣の承認を受けた場合、変更又は解除をすることができる。
5. 「特定住宅^{かし}瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」上、「新築住宅」とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)をいう。

〔No. 25〕 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「消防法」上、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準においては、就寝の用に供する居室及び当該居室が存する階(避難階を除く。)から直下階に通ずる屋内階段等に、原則として、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器を設置し、及び維持しなければならない。
2. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主等は、床面積50 m²以上の公衆便所を建築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
3. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」上、耐震改修には、地震に対する安全性の向上を目的とした敷地の整備は含まれない。
4. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」上、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事で当該工事に係る部分の床面積の合計が80 m²以上であるものの発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
5. 「都市の低炭素化の促進に関する法律」上、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画には、低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画を記載しなければならない。

